

大規模小売店舗立地法第5条第1項の届出  
【クスリのアオキ国母店】

届出日 令和7年9月10日  
 公告日 令和7年9月25日  
 縦覧期間 令和7年9月25日 ～ 令和8年1月26日  
 設置者による地元説明会の開催日 令和7年11月6日

届出者(建物設置者)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所
株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲	石川県白山市松本町2512番地

【届出の内容】

大規模小売店舗の名称及び所在地			
名称	クスリのアオキ国母店		
所在地	山梨県甲府市国母六丁目1番1号 外		
○ 本件は、甲府市国母地内にドラッグストアを新設する旨の届出である。			
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所			
氏名又は名称		住所	
株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲		石川県白山市松本町2512番地	
大規模小売店舗の新設をする日		令和8年5月11日	
大規模小売店舗内の店舗面積の合計		1,788 m <sup>2</sup>	
(大規模小売店舗の床面積の合計)		2,287 m <sup>2</sup>	
(大規模小売店舗の敷地面積の合計)		7,496 m <sup>2</sup>	
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項			
駐車場の位置及び収容台数		駐輪場の位置及び収容台数	
位置	建物配置図(図面3)	位置	建物配置図(図面3)
収容台数	85 台	収容台数	25 台
指針台数	63 台		
荷さばき施設の位置及び面積		廃棄物等の保管施設の位置及び容量	
位置	店舗平面図(図面4)	位置	店舗平面図(図面4)
面積	24 m <sup>2</sup>	容量	9 m <sup>3</sup>
		指針容量	8.4 m <sup>3</sup>
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項			
小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻		来客が駐車場を利用することができる時間帯	
開店時刻	9時	駐車場	8時30分から22時30分まで
閉店時刻	22時		
駐車場の自動車の出入口の数及び位置		荷さばきを行うことができる時間帯	
出入口の数	3 箇所	荷さばき施設	6時から21時まで
出入口の位置	建物配置図(図面3)		

【交通関係】

交差点需要率等の予測

- 店舗周辺2箇所の交差点で交通量調査を実施し、平日・休日それぞれのピーク時間帯を計測した。  
 交差点A : 市場西入口(平日:8時~25時、休日:8時~25時)  
 交差点B : 国母立体(平日:8時~25時、休日:8時~25時)
- 開店後のピーク1時間当たりの新規発生交通量については、指針の必要駐車台数の計算式から算出した。  
 一日の来店自動車台数 : 655 台      ピーク1時間の来店自動車台数 : 94 台
- アクセス経路を考慮し、5つのゾーンに分割し、ピーク時の発生自動車来店台数に各ゾーンの世帯数構成比を乗じて、ゾーン別来店台数を設定した。  

経路A	店舗北西側	構成比	6.1 %	ピーク時台数	6 台
経路B	店舗西側	構成比	23.7 %	ピーク時台数	22 台
経路C	店舗南西側	構成比	8.8 %	ピーク時台数	8 台
経路D	店舗南側	構成比	42.2 %	ピーク時台数	40 台
経路E	店舗北東側	構成比	19.2 %	ピーク時台数	18 台
- 現況交通量のピーク時間帯交通量に来店ピーク時の新規発生交通量を加え、開店後の交差点需要率を予測した。
- 信号交差点において、交差点需要率は、0.9を下回った(下表参照)。
- 一般的に0.9以下であれば円滑な交通処理が可能と考えられる。

交 差 点	平休日別	ピーク時間帯	現 況	開 店 後
交差点A (市場西入口)	平日	17 時 ~ 18 時	0.540	0.617
	休日	16 時 ~ 17 時	0.440	0.516
交差点B (国母立体)	平日	17 時 ~ 18 時	0.533	0.614
	休日	16 時 ~ 17 時	0.510	0.576

【騒音関係】

<p>等価騒音レベルの予測 ※周囲の各方向から最も影響を受けやすい住居等の屋外で予測する。</p>							
<p>●予測地点A・B・C・Dの用途地域は第一種住居地域であり、環境基準値の地域の類型はBに該当するため、昼間55dB以下、夜間45dB以下を基準値として評価した。</p>							
<p>●全ての地点で環境基準値を下回った。(下図参照)。</p>							
<p>●また、今後騒音に関する苦情があった場合は、個別に対応を行うとしている。</p>							
<p>昼間の等価騒音レベルの予測値 (午前 6 時～午後 10 時)</p>				<p>夜間の等価騒音レベルの予測値 (午後 10 時～午前 6 時)</p>			
予測地点	類型	基準値	予測値	予測地点	類型	基準値	予測値
A1	B	55 dB	48.7 dB	A1	B	45 dB	34.9 dB
A2	B	55 dB	48.6 dB	A2	B	45 dB	34.7 dB
B1	B	55 dB	42.7 dB	B1	B	45 dB	28.6 dB
B2	B	55 dB	42.7 dB	B2	B	45 dB	28.6 dB
C1	B	55 dB	46.6 dB	C1	B	45 dB	28.7 dB
C2	B	55 dB	46.5 dB	C2	B	45 dB	28.6 dB
D1	B	55 dB	44.6 dB	D1	B	45 dB	34.6 dB
D2	B	55 dB	46.3 dB	D2	B	45 dB	39.8 dB
<p>夜間における騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測 ※敷地の境界線で予測する。</p>							
<p>●a・b・c・d地点の区域の区分は第二種区域に該当するため、夜間の規制基準値45dBを基準値として評価した。</p>							
<p>●夜間の騒音レベルの最大値(合成値)については、下記の表のとおりとなった。</p>							
予測地点	区域の区分	規制基準値	予測値(最大)				
a1	第2種区域	45 dB	60.3 dB				
a1'	第2種区域	45 dB	56.3 dB				
a2	第2種区域	45 dB	59.0 dB				
a2'	第2種区域	45 dB	55.7 dB				
b1	第2種区域	45 dB	75.2 dB				
b1'	第2種区域	45 dB	52.6 dB				
b2	第2種区域	45 dB	64.8 dB				
b2'	第2種区域	45 dB	52.4 dB				
c1	第2種区域	45 dB	75.2 dB				
c1'	第2種区域	45 dB	44.9 dB				
c2	第2種区域	45 dB	67.8 dB				
c2'	第2種区域	45 dB	44.9 dB				
d1	第2種区域	45 dB	53.7 dB				
d1'	第2種区域	45 dB	53.0 dB				
d2	第2種区域	45 dB	53.4 dB				
d2'	第2種区域	45 dB	52.7 dB				
<p>●夜間の騒音レベルの最大値について、c'以外の地点で規制基準値を上回ったが、交通量調査結果によると、22時から0時までの自動車交通量は、当該店舗において想定している発生交通量を大きく上回っている状況であり、走行速度等を考慮すると、当該店舗において駐車場内を走行する自動車走行騒音の影響は小さいものとみている。</p> <p>甲府市に報告を行ったところ、周辺の住民から苦情等が発生した場合には、責任を持って対応を行うよう指導を受けたとのこと。</p>							
<p>●住民から苦情等が発生した場合は、出入口または経路について使用を制限する対策や、閉店時刻の繰り上げ等について協議を行うとしている。また、室外機や給排気口等については、維持管理や定期点検活動に取り組むとしている。</p>							

届出に係る意見の状況  
【クスリのアオキ国母店】

- 甲府市からの意見書(法第8条第1項)  
(令和7年8月29日付け産発第536号)

事項(項目)名	意見の内容	理由
店舗から発生する騒音について	事業場に設置される冷媒圧縮機について、設置前に届出を行うとともに、騒音に係る規制基準を順守すること。	事業場に設置される冷媒圧縮機(原動機の定格出力が3.75キロワット以上のもの)は、山梨県生活環境の保全に関する条例(以下、「条例」という。)第2条第5号及び条例施行規則第3条別表第2に基づき、騒音に係る特定施設に該当するため、条例第27条に基づき設置届出を行うとともに、条例第22条に基づき、事業場の敷地境界における騒音の規制基準を遵守しなければならないため。
設置する際に配慮すること及び運営に際して配慮すること	・施設の出入口については、樹木や看板等を設置せず、見通しの良い状態を確保すること。 ・物品等運搬用の車両等の通行については、出入口を限定する中での運用をすること。	当該場所については、児童の通学路となっている。このため、児童はもとより、店舗利用者や事業者の安全確保の観点から、道路等が見通せる状態を確保していただきたい。 また、当該店舗付近の交差点は児童が歩行することから、巻き込み事故等を防止するため、事業用の車両の出入口は限定したものとするとともに、国母通りを使用することなく、甲府市場方面からの通行を検討していただきたい。
駐車需要の充足等交通に係る事項	交通事故防止、周辺道路の渋滞緩和措置について	店舗開店に伴い、特に土・日・祝日は周辺道路の混雑の発生が予想され、周辺の幹線道路である国道20号や国母通りの交通への影響が懸念される。近隣の生活道路利用者への影響を踏まえ、地元への説明や、開店セール時に限らず混雑時の交通整備員の配置など、交通安全への十分な対策を求めるものである。

- 意見を有する者からの意見(法第8条第2項)  
意見なし

- 連絡会議構成所属からの意見の概要(連絡会議運営要領第3条第2項)

所属名	生活環境の保持の見地からの意見の概要
道路管理課	・店舗新設に伴い新たな渋滞の発生が予想される場合は、周辺地域の生活環境保持のため渋滞が発生しないよう対策を講じてほしい。 ・歩道等の道路構造の改修を伴う場合は、道路法第24条の許可が必要となるため、県管理道路においては山梨県中北建設事務所道路課と協議し、許可を得ること。
景観まちづくり室	甲府市の景観条例、甲府市の屋外広告物条例が適用される地域ですので、建物や屋外広告物等を設置の際は担当窓口に事前相談してください。 甲府市景観条例: 甲府市都市計画課 055-237-5819 甲府市屋外広告物条例: 甲府市都市計画課 055-237-5829
交通規制課	駐車場出入口については、来客者への左折入出庫を励行させるため、進行方向を明確にする案内看板を設置すること。 また、著しい交通渋滞が発生した場合は、交通誘導員の配置を検討すること。